



広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進

第41回 国と地方のシステムWG

令和6年11月25日

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課



- 面的なインフラマネジメント推進に資する取組として、令和5年6月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画において、施設の長寿命化・延命化を図るとともに、広域化・集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進し地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要性に関する記載を盛り込んだ。

廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）抄

1. 基本的理念

(2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保

こうした課題に対応し、持続可能な適正処理を確保するためには、中長期的な視点で廃棄物処理体制の在り方を検討した上で、地域住民の理解及び協力を得ながら、施設の長寿命化・延命化を図るとともに、廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進することで、地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要がある。

(参考) ごみ焼却施設の広域化・集約化の状況

	平成10年度	令和4年度
ごみ焼却施設	1,769 施設	1,016 施設
(うち、100t/日以上)	550 施設 (全体の31%)	569施設 (全体の56%)
(施設の平均規模)	109 t/日	172 t/日

平成9年5月に発出した通知において、最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等の課題に対応するため、各都道府県で、可能な限り焼却能力300t/日以上(最低でも100t/日以上)の全連続式ごみ焼却施設を設置できるように広域化ブロック区割りを行うよう求めた。

広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進（環境省）



- 広域的・戦略的なインフラマネジメントの一環として、広域化・集約化の取組の推進を図っている。
- 令和6年3月には、令和5年に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画を踏まえ、**2050年までを見据えた広域化・集約化の取組の推進**に関する通知（以下、長期広域化・集約化通知とする）を发出。
- 長期広域化・集約化通知に基づき都道府県が策定する長期広域化・集約化計画の策定状況・進捗をフォローアップ。
- 今後、長期広域化・集約化通知に基づく廃棄物処理施設の広域化・集約化にかかる手引き等をとりまとめ予定。

● 平成9年5月28日付通知「ごみ処理の広域化計画について」

最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等の課題に対応するため、各都道府県で、可能な限り焼却能力三〇〇t/日以上(最低でも一〇〇t/日以上)の全連続式ごみ焼却施設を設置できるように広域化ブロック区割りを行い、原則として計画期間10年（平成10年度～平成19年度）の広域化計画を、平成9年度中に策定するよう求めた。

● 平成31年3月29日付通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」

持続可能な適正処理の確保、気候変動対策、資源化・バイオマス利活用、災害対策、地域への新たな価値の創出といった要素を含めて、都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定することを求めた。前回策定の広域化計画を評価し、人口及びごみ排出量等の将来予測をしたうえで、広域化ブロック区割りの設定を見直すことの必要性を示した。

● 令和6年3月29日付通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」

2050年度までを計画期間とする長期広域化・集約化計画の策定を求めるとともに、ごみ処理広域化・集約化協議会の設置を都道府県に求めるなど、都道府県の関与を再度明確化した。

引き続き、**広域化・集約化の推進**及び、**戦略的なインフラマネジメント**について地方公共団体に対し促してまいります。

(参考) 広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進 (環境省)



廃棄物処理施設整備計画とは

- 廃棄物処理法基本方針に即して、**5年間の計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要**を定め、**閣議で決定**するもの（廃棄物処理法第5条の3）。
- 令和5年6月30日に、**2023年度から2027年度までの5年間の計画期間とする新たな廃棄物処理施設整備計画（以下「新計画」という。）を策定した。**

新計画のポイント

- 気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化。
- 「3R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加。
- 「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を、上記の脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化。

脱炭素化・資源循環
の一体的推進

1. 基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- (2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- (3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
- (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保
- (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化